

尾張旭市折りたたみ式ごみボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する折りたたみ式ごみボックス購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、次条に規定する経費に助成を行うことにより、一般家庭から排出される廃棄物のうち燃えるごみの飛散防止及び鳥獣による散乱の防止を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び対象物)

第3条 この補助金の補助対象経費は、次の要件を満たす折りたたみ式ごみボックス（補助対象物）の購入に要した費用とし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) ごみを収納するために用いる箱状の格子網等で覆われた、簡単に開くことができる蓋付きのもので、ごみ収集に支障のないものであること。
- (2) ごみ収集日でない日には、折りたたみが可能で通行等の支障にならないものであること。
- (3) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内に設置するものでないこと。
- (4) ごみ収集を行う際、ごみが入っていることが視認できるものであること。
- (5) 地域で定めるごみ集積所に設置するものであること。

(補助対象者等)

第4条 この補助金の対象者は、尾張旭市内に住所を有し、現に居住している者（事業所を除く。）及び公共的団体（連合自治会、自治会、町内会等）で、日本国内の販売店から折りたたみ式ごみボックス（中古品を除く。）を購入したものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、1集積所につき1回限りとする。

(補助金額)

第5条 この補助金の金額は、折りたたみ式ごみボックス購入費用の2分の1の金額（消費税及び地方消費税を含んだ金額で、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）とする。ただし、1個につき10,000円を限度とする。

(事前協議)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による申請に先立ち、次の事項について市と事前協議を行わなければならない。

- (1) 折りたたみ式ごみボックスを利用しようとする場所
- (2) 購入しようとする折りたたみ式ごみボックスの形状および仕様
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
(補助金交付申請及び実績報告)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、補助対象経費を支払った領収書等、購入した折りたたみ式ごみボックスの写真又は製品のパンフレット及び設置する場所がわかるものを添付して、購入した日の翌日から6月以内に、市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに通知しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知書を受けた者から補助金請求書（第3号様式）の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請により補助金を受けたとき、その他市長が不相当と認める事態が生じたときは、補助金の交付決定を取り消すとともに補助金の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

補助金交付申請書兼実績報告書

次のとおり、補助金の交付を受けたいので、尾張旭市折りたたみ式ごみボックス購入費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額 円

2 折りたたみ式ごみボックスの内容

購入額（全額）	円
型式等	
個数	個
購入日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等の写し）
- (2) 購入した折りたたみ式ごみボックスの写真又は製品のパンフレット
- (3) 設置する場所がわかるもの

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金について、尾張旭市折りたたみ式ごみボックス購入費補助金交付要綱（以下この様式中において「交付要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

円

2 補助対象

交付要綱第3条各号の要件を満たす折りたたみ式ごみボックス

3 補助金交付条件

- (1) ごみ収集日でない日には、折りたたみ、通行の妨げにならないように管理すること。
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内には設置しないこと。

4 補助金交付予定日

年 月 日

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

補助金請求書

尾張旭市折りたたみ式ごみボックス購入費補助金交付要綱第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 振込先金融機関名

金融機関名	銀行・金庫・農協		
支店名等	本店・支店・支所		
預金種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			